

医療機関における電波利用推進に向けた総務省の取組

篠澤 康夫

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

1. 電波が医療機器へ与える影響

携帯電話の普及に伴い、その電波の医用電気機器への影響が懸念されたことから、平成 9 年、総務省と関係省庁・関係団体で構成される「不要電波問題対策協議会」は、携帯電話を診察室、手術室や集中治療室等へは持ち込まないことや、心臓ペースメーカから 22cm 程度以上離すことを推奨する『医用電気機器への電波の影響を防止するための携帯電話端末等の使用に関する指針』を策定した。

これを受け、多くの医療機関では携帯電話の利用を禁止する措置が取られ、また、電車内での携帯電話の利用マナーとして「優先席の付近では携帯電話の電源を OFF」というルールが全国に普及した。

一方、比較的強い電波を出す第 2 世代携帯電話サービスが平成 24 年 7 月で終了し、3 分の 1 程度の弱い電波で通話できる 3 世代携帯電話サービスに移行した。そこで総務省では、国際規格や総務省の調査等を基に、平成 25 年 1 月、携帯電話とペースメーカ等の植込み型医療機器との離隔距離を 15cm 程度以上へと指針を緩和し、更に平成 27 年 8 月にはペースメーカや除細動器以外の植込み型医療機器等についても対象に追加した[1]。

こうした指針の変更や、スマートフォンの普及など社会の変化を受け、優先席付近での携帯電話利用マナーについても「『混雑時には』携帯電話の電源を OFF」とするようになっている[2]。

2. 携帯電話利用の推進

昨今、医療機関内でも、関係者の連絡手段として、また、利用者の利便性の向上のため携帯電話の利用ニーズが高まっている。「電波環境協議会」(前：不要電波問題対策協議会)では、平成 26 年 8 月、

『医療機関における携帯電話等の使用に関する指針』を新たに策定、公表した[3]。この指針では、携帯電話の全面的な禁止ではなく、エリア毎に適切に利用ルールを設定することを推奨している。

3. 電波利用の推進

また、医療機関においては携帯電話に加え、医用テレメータや無線 LAN といった無線機器の利用が増加する一方、無線の利用に関わるトラブルも発生している。

具体的には、医用テレメータ、無線 LAN や携帯電話の利用に関するトラブルが多いことから、それらの事例や対応策、適切に管理するための体制の在り方などについて、電波環境協議会の「医療機関における電波利用推進部会」において検討が進められ、平成 28 年 4 月、『医療機関で安心・安全に電波を利用するための手引き』として公表された[4]。

4. 今後の取組

総務省では、厚生労働省や電波環境協議会等の関係機関と連携を図り、手引きの周知を強化するとともに、医療機関における安心・安全な電波利用について更に推進方策を検討することとしている。

参考文献

- [1] 総務省 「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器等へ及ぼす影響を防止するための指針」
- [2] 東日本旅客鉄道株式会社他「優先席付近における携帯電話使用マナーを「混雑時には電源をお切りください」に変更します」平成 27 年 9 月 17 日
- [3] 電波環境協議会 「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」
- [4] 電波環境協議会 「安心・安全に電波を利

用するための手引き」